

土砂対策擁壁等設置補助事業

朝倉市では、住宅・建築物の土砂災害に対する安全性の向上を図り、市民の生命・財産を確保するため、土砂災害特別警戒区域内の住宅又は居室を有する建築物の土砂災害防止対策改修に対して「住宅・建築物土砂災害対策改修補助事業」を行います。

★住宅・建築物土砂災害対策改修事業補助金★

補助金の交付を受けようとする事業の着手及び契約の締結をしていないことが条件となりますので、補助金を受けようとする前に予定している事業について、必ず市と事前協議を行ってください。（交付決定を受けた年度の2月末までに事業完了報告書が提出できる事業が対象となります。）（※詳しくは、ホームページにてご確認ください。）

【用語の定義】

この補助金の交付に係る用語の意義は、次のとおりです。

- ・ 「住宅」とは、一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅とします。
- ・ 「建築物」とは、住宅以外の建築物であって居室を有するものとします。
- ・ 「土砂災害対策改修」とは、既存の住宅等に建築基準法施行令第80条の3の規定に適合させるために必要な外壁の改修、塀の設置等を行うこととします。
- ・ 「建築士」とは、建築士法第2条に規定する一級建築士又は二級建築士の資格を有する者とします。

【補助対象者】

補助金の交付を受けることができる施行者は、次に掲げる要件を全て満たすもの

- ・ 補助金の交付の対象となる住宅等の所有者等であるもの。
- ・ 本市の市税等を滞納していないもの。
- ・ この要綱に基づく補助金の交付を過去に受けたことがないもの。
- ・ 施行者及びその同一世帯に属する者全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと又はそれらと密接な関係を有しないもの。

（ウラ面につづく）

【補助対象住宅】

補助の交付の対象となる住宅は、次に掲げる要件を全て満たすものとします。

- ・ 朝倉市内に存する住宅等であるもの
- ・ 土砂災害特別警戒区域内の住宅等であるもの
- ・ 住宅等の敷地が、特別警戒区域に指定される前に建築された住宅等で建築基準法施行令第80条の3の規定に適合しない構造であるもの
- ・ 都市計画法、建築基準法その他の法令に違反していないもの
- ・ この要綱による補助金の交付を受けたことがない住宅であるもの

【補助対象事業】

補助金の交付の対象となる事業は、補助対象者が補助対象住宅に行う土砂災害対策改修とし、次に掲げる要件を全て満たす事業になります。

- ・ 補助対象事業に要する費用の額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を除く。）が50万円以上であるもの
- ・ 補助金交付決定前に事業に着手（補助対象事業に係る着工及び契約を締結することをいう。）をしていないもの
- ・ 事業補助金交付決定の日の属する年度の2月末日（その日が閉庁日に当たる場合は直前の開庁日）までに第12条の規定による報告書の提出ができるもの

【補助金の額】

- ・ 対象事業費に23パーセントの割合を乗じて得た額（1,000円未満切捨て）又は75万9,000円のいずれか低い額とします。

【他の補助制度との併用の取扱い】

- ・ 補助対象事業が、他の補助制度の対象となったときは、他の補助制度を優先するものとし、その対象となった費用について重複して補助金を交付することはできません。

お問い合わせ先

都市建設部都市計画課計画管理係

電話：0946-22-1111（内線 238 又は 271）

FAX：0946-22-1850